

職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書案
～令和 8 年夏に向けて～

1 はじめに

- 気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向にある。このため、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移している。政府においては、各種の取組を進めてきたところ、「熱中症対策行動計画」を策定し、熱中症対策を一層推進している。
- 職場における熱中症については、厚生労働省において、その予防に関し、「職場における熱中症予防対策基本対策要綱」で事業者の実施すべき事項を取りまとめ、対策を推進している。
- しかしながら、近年、休業 4 日以上之死傷者数は増加傾向にあり、死亡者数は毎年 20 ～30 人程度で推移している。また、熱中症による死亡者数は労働災害による死亡者数全体に占める割合が、墜落・転落等の他の災害よりも高く、一層の対策が必要である。このような状況を踏まえ、令和 7 年に、労働安全衛生規則の改正（以下「令和 7 年度安衛則改正」という。）により、職場における熱中症対策を強化したところである。
- 当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的である。労働政策審議会では、令和 7 年度安衛則改正に加え、今後、予防策を検討することが必要とされた。
こうしたことを受け、厚生労働省において、本検討会を設置し、令和 8 年夏に向けた対策について検討を行った。

2 これまでの取組

- 労働安全衛生法第 22 条、労働安全衛生規則第 606 条等により、事業者は、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じることが義務付けられている。
こうした中、厚生労働省においては、熱中症対策を推進するため、熱中症対策に係る取組を体系的に整理し、令和 3 年、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（以下、「基本対策要綱」という。）を策定した。
- 平成 29 年度からは、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の毎年実施や、「職場における熱中症ポータルサイト」により、作業現場における具体的な熱中症予防対策等を情報発信している。
- 令和 2 年度からは、「エイジフレンドリー補助金」で、体温を下げるための機能のある服をはじめとする機器の導入等、熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費について、支援している。

- 以上に加え、令和7年度安衛則改正により、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者には、報告体制の整備、手順等の作成等の措置を講じることを義務付けた（安衛則第612条の2）。

3 令和7年夏の状況

(1) 労働災害発生状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害発生件数の速報値（12月末時点）は令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は、50%減少した（図1・図2）。

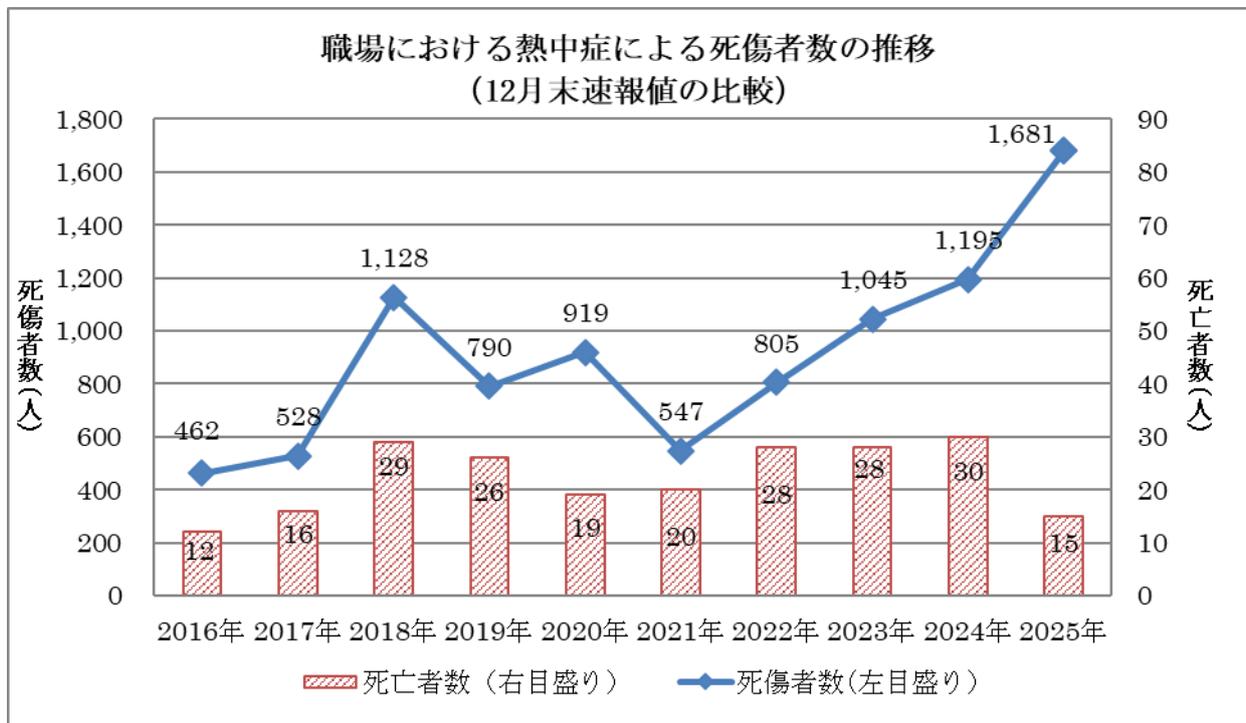


図1 職場における熱中症による死傷者数の推移（12月末時点）

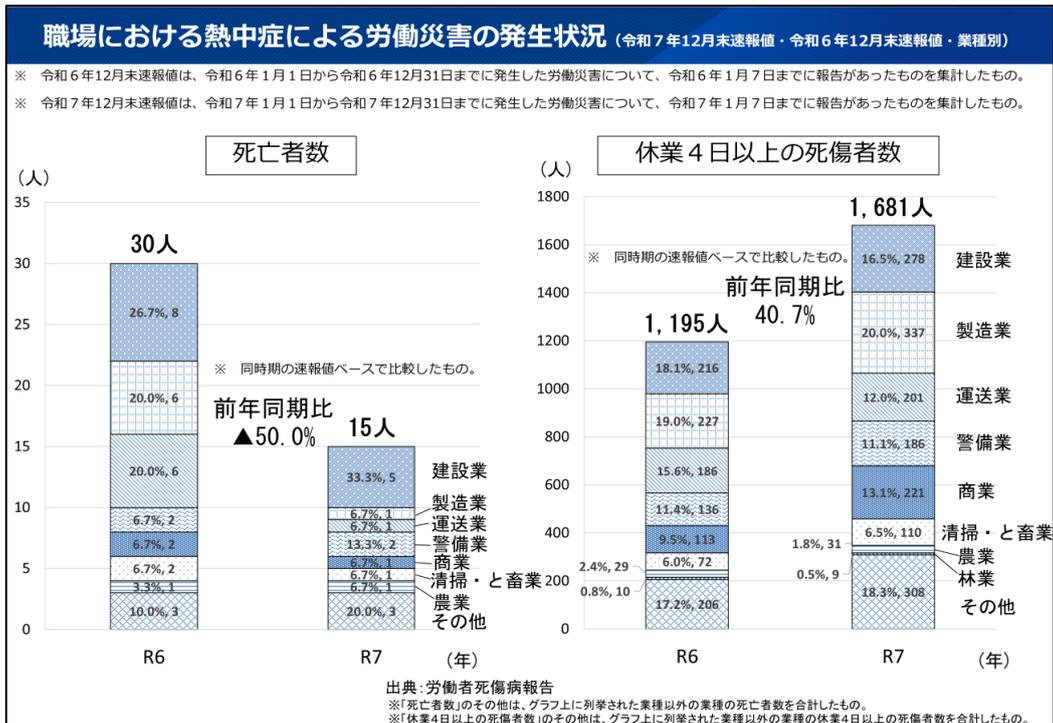


図2 職場における熱中症による労働災害の発生状況 (12月末時点)

○ 気象庁によると、令和7年6～8月の平均気温偏差（基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差）は、+2.36℃と、統計開始以来最高を記録しており、休業4以上の死傷者数の増加の一因となったと推測される。

○ 令和7年度安衛則改正は、事業場における熱中症の重篤化防止対策が一段と進んだことにより、当該改正が主な目的としていた熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。

ただし、以上の数値はあくまでも12月末時点の速報値であることに留意が必要である。令和7年度安衛則改正による効果に係る最終的な評価は、翌年5月末に公表される確定値を踏まえて行うことが適当である。

(2) 事業場における取組状況

(ア) 監督署調査結果 (付票集計)

(調査概要)

令和7年6月1日から9月30日の間に労働基準監督署が指導を行った、建設業、製造業、運送業又は警備業の事業場を対象として、熱中症のおそれのある作業がどの程度あるか、改正省令の遵守状況、暑熱順化等各熱中症対策の実施状況について調査したもの(17,072事業場)。うち、熱中症を端緒とした指導に当たってはより詳細な項目を調査(103事業場)。

(結果概要)

この付票によると、

- 労働安全衛生規則第 612 条の 2（以下「改正省令」という。）に関する違反・指導状況は、全体では約 6 %の事業場が何らかの指導を受けていたが、発災事業場では約 20%の事業場が何らかの指導を受けていた（図 3）。



※労働安全衛生規則第 612 条の 2 は、熱中症の重篤化防止のため、①報告体制整備、②報告体制周知、③措置手順作成、④措置手順周知の措置を義務づけているもの。当該条文の遵守については①～④全ての措置を実施する必要がある。

「違反・指導なし」は①～④のいずれの措置においても違反及び指導がなかった件数を集計。

図 3 労働安全衛生規則第 612 条の 2 遵守状況

- 監督署の指導を受けた事業場で、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順が確認できた事業場のうち、約 50%が別添 1 を参考にした手順であり、約 37%が別添 2 を参考にした手順であった。
- 熱中症重篤化防止のための措置の実施手順については、発災事業場であっても、熱中症予防の取組が一定程度進められていた。

(イ) 建設業アンケート調査結果

(調査概要)

令和 7 年 6 ～ 9 月において、不休災害も含めた熱中症による労働災害が発生した建設業の建設労務安全研究会会員事業場（その多くは総合工事業の事業場）における熱中症予防対策の取組状況について、実態把握のため、アンケート調査を実施（延べ 1,100 件）。

(結果概要)

アンケート調査結果によると、

- 熱中症による被災者の休業見込日数のうち約 81%が 0 日（不休災害）、約 18%が休業 1 ～ 3 日、約 1%が休業 4 日以上。
- 被災者の年代は、不休含む全ての被災者では約 15%が 60 代以上であったが、休業

4 日以上の被災者のうち約 29%が 60 代以上。

- ・ 改正省令により整備した報告体制では、緊急連絡体制の設定、監視人の配置や定期的な巡視とした現場が過半数。
- ・ 熱中症発症者の発見方法としては、被災者自身からの連絡が約 59%、監視人や巡視で発見されたものが約 11%、バディ又は同僚が発見したものが約 27%、ウェアラブル端末等での検知によるものは 2%。
- ・ 改正省令により定めた重篤化防止手順については、約 46%が別添 1 を参考にした手順で、約 54%が別添 2 を参考にした手順。
- ・ 災害発生当日の被災者の装備については、約 66%の被災者がファン付き作業服などの身体を冷却する機能を有する服を着用。
- ・ 被災者の災害発生当日の体調は、約 40%が体調は問題なし、約 41%が不明。
- ・ 一方、「熱中症の原因と考えるものは何か」という自由記載の項目においては、約 31%が、体調不良が原因であると回答。

4 令和 8 年夏の熱中症対策

(1) 重篤化の防止

- 速報段階では、令和 7 年度安衛則改正は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。発災事業場においては、他の事業場と比較して改正省令に基づく措置が行われていない傾向がある。熱中症による死亡者数は、減少したとはいえ速報段階で 15 人にのぼるため、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。

(2) 予防策の強化

- 事業場における各種業務の遂行を考慮すると、死亡者数の抑制だけでなく、休業 4 日以上の死傷者数の抑制も重要であり、熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。令和 8 年夏も暑くなることが想定されることから、予防策を一層推進していく必要がある。
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効である。
- 具体的内容は、国において、「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。別添 3。)を策定することが必要である。内容は、基本対策要綱及び「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」の記載内容も踏まえつつ、検討会で得られた意見や最新の知見を加えて作成すべきである。

(3) 予防策への支援

○ 現在、熱中症対策機器の補助は「エイジフレンドリー補助金」により、60歳以上の高齢労働者を対象に行われているが、熱中症による休業4日以上死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。

(4) 予防のための機器等に関する対策

○ ファン付き作業服については、その性能の評価が必要との意見があったことから、今後、その実態について検討し、必要な対応を取る必要がある。

○ ウェアラブルデバイスについては、計測精度等について意見があったことから、今後、その実態について検討し、必要な対応を取る必要がある。

○ WBGT指数計に関する規格であるJIS B 7922については、現在経済産業省において、JISマーク認証とすることとしており、その動向を注視するとともに、認証されたWBGT指数計を尊重する必要がある。

5 おわりに

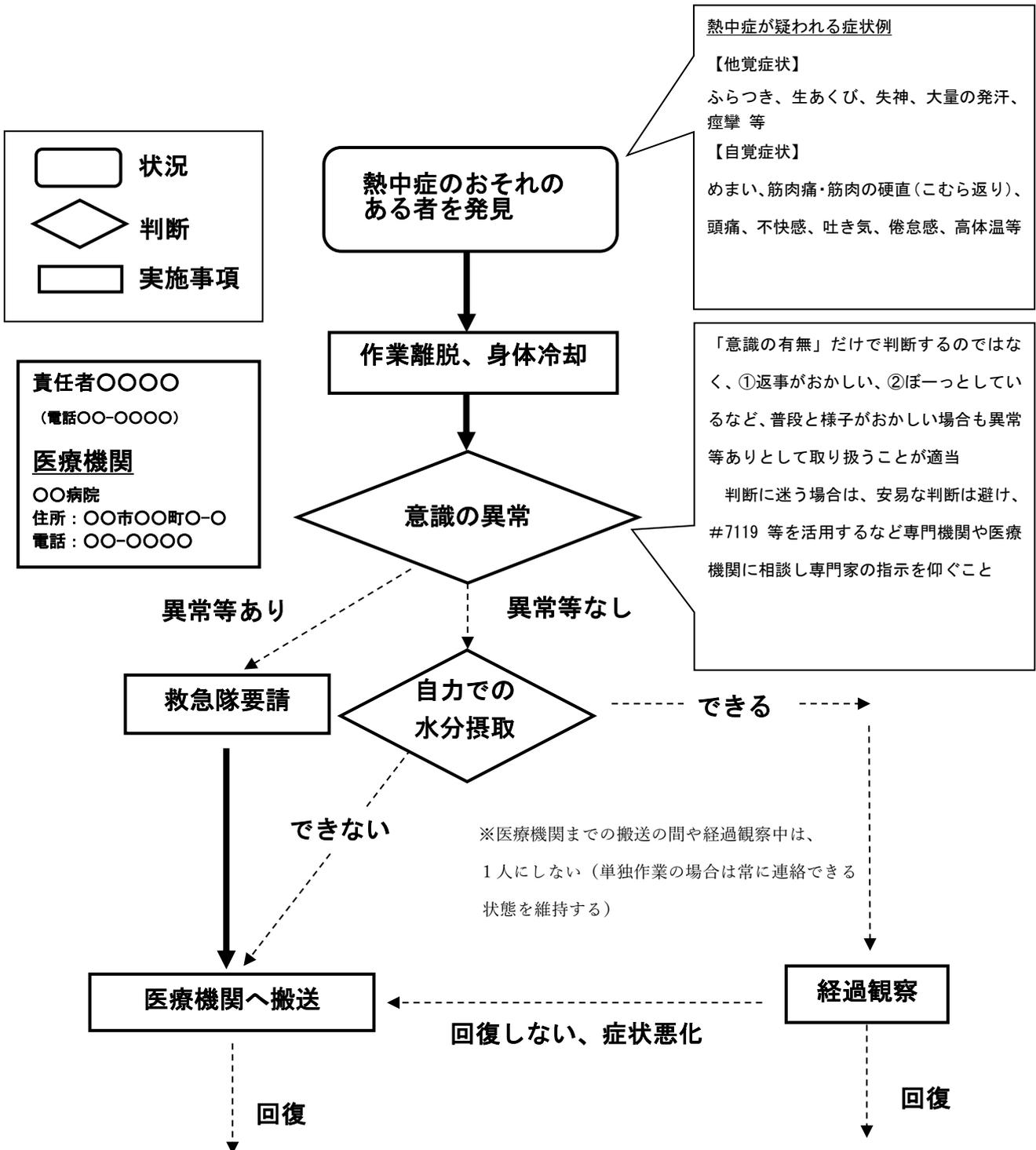
昨今の気温上昇を踏まえると、今後も不天災も含め、職場における熱中症については増加することが懸念される。令和7年については改正省令の効果もあり、死亡者数の減少が予想される場所であるが、令和8年以降も動向を注視する必要がある。また、熱中症に関する学術的知見も近年集積されているところである。

職場における熱中症防止対策については、厚生労働省のみならず、それぞれの業の所管省庁など関係省庁とも連携して取り組んでいく必要がある。

そのため、令和8年度以降も本検討会を開催し、熱中症防止対策について、継続的に検討する必要がある。

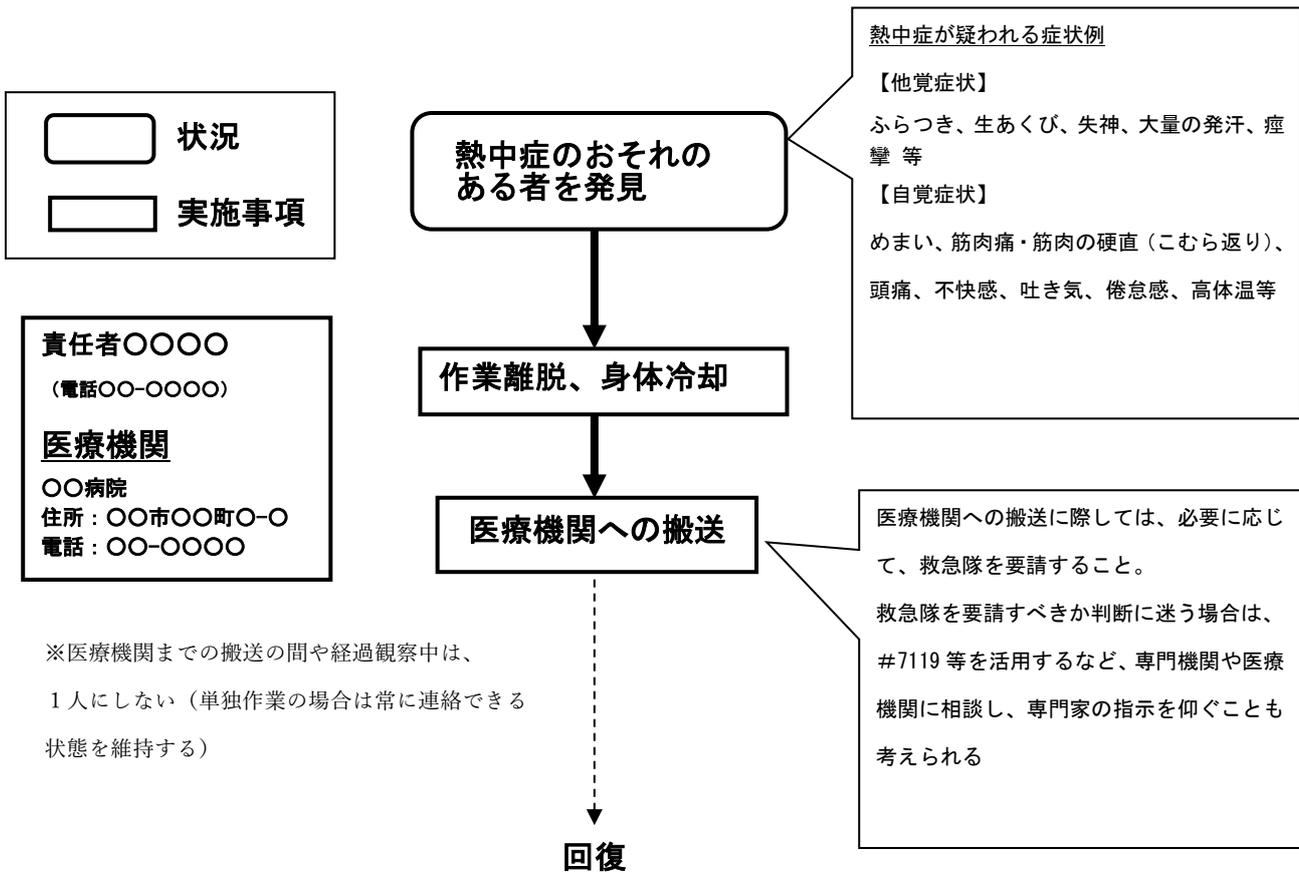
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと